

# 日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 26,100 (26,091\*) 百万円】

## <対策のポイント>

農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、**第5期対策（令和2～6年度）では、前向きな取組への支援を強化**します。

## <政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和2～6年度まで]

### <事業の内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,890) 百万円

○ 第5期対策では、**対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域**（保全を図る棚田等に限る）**を追加**し、以下の見直しを実施します。

① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

② 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**

③ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜  
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜  
(傾斜：15度)

11,500円/10a

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (201\*) 百万円

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。 ※下線部は拡充内容

#### <事業の流れ>



\* 令和元年度予算は中山間地農業ルネッサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

### <事業イメージ>

【対象地域】 中山間地域等（**地域振興9法**等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（**集落戦略の作成**）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算（新設）</b> 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算（継続）</b> 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
<b>集落協定広域化加算（拡充）</b> 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
<b>集落機能強化加算（新設）</b> 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算（新設）</b> 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)